

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

5 自治労のフェニックス計画反対闘争

一九八〇年八月、厚生省と運輸省は共同で「大都市圏における廃棄物最終処分場について」、いわゆる「フェニックス計画」構想を発表し、同計画を実行に移すために「広域臨海環境整備センター法案」を八一年二月に閣議決定した。広域臨海環境整備センターは、「廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする」（第一条）ものである。同法案は、第九四回通常国会に提出され、八一年六月三日参議院本会議で採決、可決成立した。同法案ともっとも多くかかわりをもつ自治労は、同法案は廃棄物問題の解決をいっそう困難にさせるものであるとして反対の立場を明らかにし、同年三月フェニックス対策委員会を発足させ、国会闘争を中心にした闘争を展開した。すなわち、「四月一、二日の対政府要求各省交渉、国会要請行動をかわきりに、七波にわたる国会議員要請行動、中央省庁に対する早朝ビラまき行動、一〇回に及ぶ委員会審議傍聴行動を展開するという、徹底した国会対策に全力をそそいだ」。また「地方においても、近畿地連での県本部、単組における自治体交渉、シンポジウム（四月二八日）、関東甲地連での首都圏サミット（五月一三日）にむけた反対申し入れ交渉、学習会の開催（六月二日）をはじめ、各地域でのビラまき宣伝活動など組織的などりくみが展開された」。これらのとりくみの成果を、『フェニックス計画・センター法案闘争の経過と今後のとりくみ』（八一年六月）は、つぎのようにまとめている。

【フェニックス計画・センター法案闘争の経過と今後のとりくみ（抜粋）】

- (1) 廃棄物問題を国会審議の場で社会問題化、国民の世論を喚起すると同時に、現行の自治体廃棄物行政実態に対応する新たな政策提起を行う足がかりをつくることのできた。（中略）
- (2) 政府の調査資料や政省令・関係省庁間の確認事項の内容を公開させることによって、当面する自治体廃棄物行政に係る個別課題の改善措置やセンターの事業内容を一定チェックする措置など確認させることのできた。（中略）
- (3) 廃棄物行政にかかわる厚生省との交渉の窓口を確立するとともに、厚生省の生活環境審議会に自治労代表を参加させることを確認させた。また関係省庁との交渉の窓口をつくることのできた。（後略）

また、国会での審議をふまえて、同法案の問題点をつぎのように指摘している。

【フェニックス計画・センター法案の問題点（自治労）】

都市問題としての廃棄物問題は住民の生活環境、公害問題であり、国・自治体行政として緊急かつ総合的な対策が必要である。しかし、「センター法案」はこれらの問題の解決をはかるというよりも、一層困難にしかねない安易な内容となっている。また、地方自治と住民自治に照らし重大な問題をはらんでおり、これらに対して今後の政省令闘争、自治体闘争において徹底した追及を展開することが必要である。

(1) 廃棄物発生抑制、とりわけ産業廃棄物の減量化、再生利用の具体的措置を行う必要がある。

現在の産業・経済活動の結果、排出される大量の廃棄物を規制せずに、その処理・処分を負う広域埋立処分場整備計画は将来的な廃棄物処理政策の方向に逆行するおそれがある。

(2) 二次・三次公害、生活環境破壊を防止する万全の対策が必要である。

法案審議において、業者による不法投棄、処理場の汚水処理、護岸構造、積出港、中継基地、交通公害問題など厳しく追及してきた。しかし、具体的対策を明らかにせず、センターにその責任を転嫁する方向にある。

(3) 廃棄物行政は、自治体の固有義務であり、一般廃棄物についてはその収集、運搬、処理、処分の一貫体制を直営で行う必要がある。

国会審議の申で、民間業者の不法投棄、不適正処理の実態が明らかにされたにもかかわらず、この民間業者問題対策と直営体制の強化・拡充の方向が明らかにされていない。センターの事業は、処分場の規模と広域性から民間業者の介在を拡大する方向にある。

(4) 産業廃棄物対策として大企業優先とならないよう歯止めが必要である。

現状では、零細な処理業者に安い料金で下請けさせており、産業廃棄物の処分の実態すら行政的に把握していないことが明らかとなった。(中略)

(5) 埋立土地利用の港湾整備計画が優先するものとならないよう歯止めをする必要がある。

運輸省の計画では、埋立土地利用として発電所やLNG備蓄基地などをねらいとしていることが明らかになった。自治体側の廃棄物の最終処分場を必要としている期待と思惑に反して、長期、安定確保が困難となる方向をたどるおそれがある。

(6) 中央集権的な補助金行政で、自治体財政を圧迫するものとならないよう歯止めをかける必要がある。

センターの事業にともない、中間処理体制の変更、中継基地・沿道対策、交通公害・環境対策など、新たな自治体の対応が必要であることが明らかになり財政的に多大な超過負担が強いられることになるおそれがある。

(7) 地方自治と住民自治に背を向けて、国の権限によるセンターの独り歩きを許さない歯止めが必要である。

センターに対して、住民の直接請求、監査請求権は及ばず、公聴会等関係住民の監視と意見を聴取する制度が明らかにされていない。またセンターが広域的機構となっているため、各自治体の意志は反映しにくく、一部の大口の出資自治体の意向に従属したり、主務省の行政権と指導による関与によって、自治体の清掃、港湾行政が歪められるおそれがある。一方、自治体自身も安易に便乗することによって行政責任を放棄する傾向を生み出すおそれがある。

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---